

人材開発政策の法制措置のあしどり

中等教育
を中心に

佐々木 享



■表・人材開発政策の法的措置

五六、六、二	公選廃止をきめた新教育委員会法、警官導入のもとに成立	六、	労働力の再分配と技能労働力の養成を目的とした雇用促進事業団法成立
五七、七、	労働福祉事業団発足	六、八	工学部卒業生は教職課程の単位を取得しなくても高校「工業」の免許状が得られる教職員免許法の一部改正成立
五八、七、一	職業訓練法施行	六、一七	中級技術者養成を直接の目的とする五年制の高等専門学校法成立
八、二八	小中学校における「道徳」の時間特設と教育課程改定をきめた学校教育法施行規則の一部改正	一〇、二六	全国一斉学力テスト実施
一〇、一	小中学校学習指導要領改定公布	一〇、三一	通信制高校の独立と広域通信制高を認め、および、技能教育施設と高校教育の連携を認めた学校教育法の一部改正成立
五九、七	「技能検定の実施等について」労働省通達	六、一、	日米文化合同委員会開催
六〇、一〇、一五	高校学習指導要領の改定公布	八、	第四一回国会で池田首相、「国づくり、人づくり」を強調
一〇、二五	経済審議会、中等教育の多様化を明文化した教育訓練小委員会報告」を提出	一〇、二七	経済審議会の「人的能力部会報告」なる
二二	経済審議会、「国民所得倍増計画」を答申		
六一、五、一二	三年制の国立工業教員養成所を設置する法案成立		

政府・独占資本が一体となって打ち出している人材開発政策は、昨年八月の池田首相の「国づくり」「人づくり」発言以来「人づくりの政策」などともいわれたが、いい方は違っていてもこの本質において変るはずもない。ここではここ数年來政府のとってきた人材開発に関する法制措置を検討してみたい。

まず、中等教育にかかわる人材開発政策の指標となる法的措置（法律・政令等）を表にまとめてみた。しかし、法制措置なるものはその条文にたち入って見たところ、がんらい官僚およびその道の専門家以外にはわかりにくくできており、そのほんらいの意味は、措置がとられるに至った背景や実施されて以降の歴史的な経過のなかにあらわれてくる。

この表では、問題を政府の施策に限ったので、日経連・経団連等々の資本家団体の「意見」「要望」等は割愛した。

中等教育の多様化と差別の強化

まず、中学校、高等学校の年令に相当する教育を中等教育としてまとめて考え、中等教育の多様化つまり中等教育に多様なルールを敷く傾向が目立つ。中等教育に多様なルールを敷くという事は、青年たちに、主として生活水準等々によって異なった各種の差別された教育を与えるという意味であることは、行論のうちに明らかになるだろう。

差別の最初の措置は、五八年一〇月の中学校学習指導要領の改訂である。従来、文部省の「案」に過ぎなかつた学習指導要領はこのとき以来官報告示の国家基準となり、これによって、中学校は第3学年において就職しようとする者と進学しようとする者はコースがわけられる（英語・数学などの教科の内容と量がちがう）ことになった。

このような公然たる差別が義務教育に持ち込まれる布石となつたのは、公選廃止を規定した五六年の新教育委員会法（正式な法律の名称ではない、法律通達等については以下同様）や、五七年以降全国的に強行された勤務評定であつた。なおまた、この中学校学習指導要領の改訂によって、中学生は「技術・家庭科」という必須教科において男子と女子

が明確に差別されるに至つたことは特筆に値しよう。

五九年四月には、中学校3年間と工業高校3年間の教育を結びつけた東京都立世田谷工業高校附属中学校が発足した。これは、五六年一月に日経連が発表した「新時代の要請に対応する技術教育に関する意見」の中に「効率的な初等教育を行うため、中学校と結びつけて6年制とし」とある部分を受けとめたものである。この学校は、現在、必須の「技術・家庭」科などにおいて、文部省のきめた学習指導要領の内容とはかなりちがつた一貫教育を行っていることも特筆されるよ。

六〇年一〇月にはさらに、高等学校学習指導要領が改訂された。今回の改訂によつて、国語・英語・数学・理科・社会などの教科はすべて就職者向き（A）と進学者向き（B）に分けられ、普通高校には進学コースと就職コースがおかれることになった。また職業課程は、就職向き（B）教科を履修することは勿論のこと、従来の機械課程・電気課程などは、「……に関する学科」として明確に区分されかつては文部省自身のかかげた総合制への展望は完全に失われることになつた。（高知県では今後、高校を文理系・理科系・文科系・職業課程Ⅰ・同Ⅱ・一般Ⅰ・同Ⅱ

・定時制というように高校そのものを多様なコースに分けると伝えられている。）

右のことに関連して六二年一〇月に大学習局長から「大学入学者選抜方法のうち学力検査実施教科・科目について」という通達が出ていることを見逃すことはできない。六六年以降の大学入試の教科科目はすべてB科目（つまり進学コースの科目）によつて出題するように、と指導しているのである。かくて、高校教育における進学・就職の差別は大学入試に至るまで貫徹されるわけである。

年表に明らかのように、あの全国的な安保反対闘争がたたかわれた時期のいわばどさくさに、人材開発政策にかかわるいくつかの法律が国会を通過している。六一年六月に成立した高等専門学校法もその一つである。工業高校と大学卒の間程度の技術者つまり企業内の職階秩序に見合つた技術者を養成する学校をつくれ、という要望は数年前から日経連・経団連等々から専科大学法案として繰り返し出されてきたが、それが中学卒業後5年間の一貫教育を行う5年制の高等専門学校（工業のみ）として実現したのである。六二年以降全国各地に設けられた高専が、高校相当の年令の青年を教育するにも拘らず単位制もとらずにつみ込み教育を実施しつつあることは既に知られて

くる。

六一年一〇月に成立した学校教育法の一部改正案には二つの内容が含まれている。一つは通信制高校の独立を認めたと（従来は全日制高校に附設されていた）と都道府県にまたがるいわゆる広域通信制高校を認めたことである。これは、通信教育拡充の意味では勤労青年の勉学に資するところも少くないが、既に知られているように本年四月に発足するNHK通信高校や来年発足する日本科学技術財団の通信高校には、自衛隊や企業毎の集団入学希望が多く、青年の向学心よりは企業による青年の束縛と時間外学習の強制という面が強くなる事が明らかになっている。定員制もなく、年間二〇日（テレビを使えば一〇日）程度のスクーリングを受ける学校が、公教育の名において出現しつつある、という現実については検討の余地があるように思われる。（法律の制定当時は、殆ど検討されていなかった。）

六一年一〇月の学校教育法の一部改正のもう一つは、技能教育施設と高校教育の連けいを認めたことである。同じ法改正でありながらこの部分は制定以前からかなりの論議を呼んでおり、本誌でも別稿で論ぜられていたのでここではこれ以上触れないことにする。こうした一連の法則措置を含む人材開

発政策は、六〇年一〇月の科学技術会議の「十年後を目標とする科学技術振興方策」、同年一二月の経済審議会の「国民所得倍増計画」によって総括されるが、中等教育における多様化と差別という点については、同年一月に出された経済審議会「教育訓練小委員会報告」の中に「つぎのような注目すべき規定となつて表現された。

すなわち「今日、高校教育は国民の常識となりつつあるが、後期中等教育を学校教育に限定することは適当ではない。高等学校（定時制および通信制を含む）の外、各種形態の職業訓練、各種学校、通信教育等の組織的訓練も、その期間の長短をとわず、本来後期中等教育の一環とみなすべきである」というのである。これは、政府・独占資本が後期中等教育段階のあらゆる種類の教育訓練組織を助成し、拡大し、固定化しようとはかっていることを意味しているし、他方では全国的に拡がりつつあった高校全員入学運動に水をかける役割を果たしていることも明らかである。

高校全員入学運動については、この運動の拡がりが高まりを恐れた政府は、文部省初等中等教育局の名において、六二年四月に「高等学校生徒急増対策と「高校全入運動の可否」と題する見解を公表

し、かつこのパンフレットを地教委・PTAに至るまで配布して運動の圧制をはかっている。（このパンフについてはすでに本誌昨年七月号で小川利夫氏が検討されている。）

全国一斉学力テストが、学習指導要領にもられた軍国主義的内容を強制しようとするものであること、およびこのテストが人材開発テストの意図をもつことについては論議が重ねられていく。一方、昨年度文部省に設けられた高等学校教育研究協議会は、六二年一月に「高校入学者選抜制度について」答申を行い、現在の学校教育法施行規則第59条が「入学者志願者が、入学定員を超過した場合に、入学者の選抜を行うことができる」と規定して、希望者全員入学の立てまえをとっていることに対して、「高等学校への入学者の選抜は：高等学校教育を受けるに足る資質と能力を判定」するために行うべきで高校の「教育課程を履修できる見込のない者までも入学させることは適当でない」としているため、今後高校全入運動の前には、一そう強い圧力（具体的には前述の規則の改訂）がかけられることが予想される。

技能労働力の拡充策

「技術革新」が叫ばれるようになってか

ら、資本家とそのイデオログが機会あるごとに技能労働力の不足を強調していることは周知のところである。労働省が六二年二月に行った「技能労働力需給状況」調査によれば、平均して現存技能工数の五分の一もの技能労働者が不足しており、とくに建設業（三四・九）製造業（二一・三）修理業（二八・〇）などにおける不足が著しい。

戦後の技能労働力育成の最初の法制措置は、五七年七月の労働福祉事業団という特殊法人の発足に求められる。（それ以前は、四七年に制定された労働基準法による技能者養成制度と同じ七七年に制定された職業安定法による職業補導制度が、それぞれ労働保護の見地と失業対策の見地から技能者養成を行っていたが、積極的育成策とはいえない。）労働福祉事業団は、失業保険施設として総合職業訓練所を設置し、雇用労働者および求職者に対して専門的技術訓練を行うほか、職業訓練指導員の訓練を行うようになったのである。（労働福祉事業団は上記のほか、労災病院等の労災保険および失業保険の福祉施設の設置・運営に当るのであった。）

しかし、日経連などから技能労働力の積極的・総合的育成策を求められた政府は、五七年八月に臨時職業訓練制度審議会を設置して検討をはじめ、この結果早

くも五八年七月には職業訓練法を施行するに至った。職業訓練法は、従来各種の法令の規制のもとにあった技能労働力養成行政を一本化したもので、企業が単独を、労働省の認定と補助金交付によって政府の規制のもとにおきかつこれを積極的に奨励するほかに、旧職業補導から移行した公共職業訓練をも規制し、さらに新たにわが国はじめての国家技能検定の実施を規定したものである。

職業訓練法の制定は、政府・独占資本が、戦後の新教育制度発足当時にめざした高校義務化の旗じるしをきっぱりと棄て去ったことを意味していた。（職業訓練法制定の経過や、政府・独占資本がこの法律によって頭や知識でなく、職業に必要な腕の訓練に乗り出してきたこと等の意義については、本誌六二年五月号の拙稿「青年と職業技術教育」を見ていただきたい。）

職業訓練法にもとづく国家技能検定は、一定期間の教育・訓練を前提としていても拘わらず、はやくも六〇年一月には検定の実施が強行され、これが青年労働者と労働組合の論議をよんだのは周知のところである。政府・独占資本が、技能労働力の全般的水準をめざすのではなく、特定階層の労働者の技能水準の向上をのぞんでいることは、昨年の国際技

能オリンピックの成果に気をよくして今年に入って政府・独占資本家が一体となつて国際技能オリンピック日本委員会を結成したことに示されている。技能労働力の格付・区分をめざす国家技能検定が、日経連などの唱導する職階職務給導入の布石となっていることは多言を費すこともなく明らかである。

高度成長経済を旗じるしとする池田内閣の強行する合理化政策、農業の体質改善策は、いたるところで破綻をまねいた。そこで、炭鉱離職者をはじめ「農業基本法」や貿易為替の自由化・企業合理化によって工・農業から生み出される大量の失業者の円滑な「平和裡」の転職をはかるため、池田内閣は六一年七月に雇用促進事業団を発足させている。雇用促進事業団のおもな業務は、これまで総合職業訓練所および中央職業訓練所（職業訓練指導員養成を目的とし六二年四月に第一期生募集）をひきついでことのほか、職業訓練所の設置・運営・移転就職者や訓練生にたいする広域職業紹介、宿泊施設の提供等である。訓練の実態については、既に各地で、企業の下請養成機関になつたりサービス機関になる傾向が報告されている。都道府県つまり地方自治体の実施する公共職業訓練については、職業訓練法以外には特別な法制措置は見当

らない。労働省の立案する「職業訓練長期計画」（職業訓練）六〇年六月号所収）も机上プランの域を出ず、実際には各地とも教導（指導員のこと）の不足・施設設備の貧困に悩んでいる。

また、国鉄・電々公社等の公企業、各企業の事業的訓練等の最近の動きは極めて活発であるが、法制措置といえる面は少ないようなので割愛する。

道徳・愛国心の育成策

道徳・愛国心の名において、教育における民主主義的傾向を抑圧しようとする傾向は既に早くから知られている。五二年八月には当時の岡野文相が「修身」の復活を示唆し、同年一〇月には、吉田首相が国会で再軍備のための歴史・地理ならびに国体・民族の優秀性を教えることを強調している。

五三年一〇月には、MSA協定の受入れに関連して行われた池田・ロバートソン会談は「日本政府は、教育及び広報によつて日本に愛国心と自衛のための自発的精神が成長するような空気を助長することに第一の責任をもつ」と公然と表明した。かくて五八年八月には、学習指導要領の改定にさきがけて、小中学校に「道徳」の時間を特設することがきめられ、六〇年一〇月の高等学校学習指導要領の改訂

によつて高校の社会科には「倫理」という科目がおかれることになった。

政府・資本家が「人づくり」に関連してくり返し道徳心・愛国心を強調していることについては多言を要しないが、五九年六月に、小中学校における特設「道徳」のあとをうけて、労働省から「職業訓練所における生活指導の実施について」という通達が出され、公共職業訓練における道徳教育の強化が指示されていることは特記しておく必要がある。

さいごに、政府・独占資本は「人づくり」には教育者がだいたいだといながら、3年間で工業高校の工業科教員を養成しようとしていること（六一年五月に成立した国立工業教員養成所法案や、工学部を出たものには教職科目を履修しなくても教員免許状を与えること（六一年六月の免許法の一部改正）という場当たり政策をとっていること、六二年一〇月にまとまった人的能力部会報告が「従来日本経済において、労働力が経済成長の阻害要因となることはほとんどなかった。それはわが国が豊富な、しかも安価な労働力にめぐまれていたからである」という彼らの郷愁をむき出しにしたことはではじめられていることをもつてしめくくります。

（技術教育研究会・都立化学工業高校）

（五七頁からつづく）

校の保健問題がとらえられ、子どもの健康管理の目標として明確にされ、保健教育の具体的目標をつくり出し、健康管理と健康教育とを一貫した学校運営計画となるものである。したがって、この計画の構成には、全学級、教科の教師と、これに専門的な資料提供と助言指導をする養護教諭が、参加して、しっかりと健全に子ども達が成長発達できるように具体的な内容が構成されていく。

このような教師集団による計画の構成にもとづいて、保健教育と管理活動が有機的に展開されていくのである。つまり、学校全体の保健管理活動を専門的に明確にし、養護教諭のやるべき専門的なしごと、校医との連関、保健主事の機能等の位置づけ、学級、学年の教科学習、生活指導と関連させ、教科教師の担うべき保健管理のしごと、保健教育への連関、（保健指導として養護教諭のやるべき管理活動と教師のやるべき教育指導との連関）をしっかりとおさえる、これらが有機的に結合して学校全体の保健活動としていくのである。

（参照）

- 小倉学「学校経営と子どもの身体」現代教育学一四巻「保健教育の問題」
- 持田栄一「学校保健論」（学校保健研究二〇号）
- 保健教科学習と生活指導（一九六二・五）「養護教諭職務内容研究資料」
- 第一、二回養護研究記録（日教組、養護職員部刊）

（国学院大学教授）